

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

（1）児童の場合

- ア 校長は、児童の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておく。
 - イ 校長は、保護者や児童から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童の居住地を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童に対して出席停止の措置を行う。
 - ウ 校長は、学校教育課に報告する。
 - エ この場合、上越市教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。
 - オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童の健康観察を行う。
 - カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。
- ※「エ」から「カ」の対応については教育委員会と協議する。

（2）教職員の場合

- ア 校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。なお、以降の対応については、「2（1）児童の場合」エからカまでと同様の取扱いとする。
- ※教職員の感染に関する報告は学校教育課に報告する。